

令和6年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 8月2日	教育福祉	<p>件名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願</p> <p>要旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。</p> <p>1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。</p> <p>2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。</p>	<p>請願者 豊明市 [REDACTED] 愛知地区教職員組合 執行委員長 [REDACTED] 他254名</p> <p>紹介議員 おくだけんじ 大島令子 田崎あきひさ なかじま和代 ささせ順子 山田けんたろう 野村 弘 わたなべさつ子</p>	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和6年 8月 2日

長久手市議会議長

木村 さゆり 殿

請願者 豊明市 [Redacted]

愛知地区教職員組合

執行委員長 [Redacted]

紹介議員

おくだ けんじ

大島 令子

一ノ瀬 あきひさ

254 名の署名簿を添付

たかじま 和代

ささせ 順子

山田 けんたろう

野村 弘

わたなべ まつ子



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について請願いたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛

参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3. 市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

2. 定数改善の経緯について

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2024年度愛教組定数重点要求

資料 5. 令和6年度予算の編成等に関する建議

(財政制度等審議会資料)

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）



～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円
(前年度予算額) 1兆5,216億円 文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

・教職員定数の改善 +128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 +105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
・教員給与の改善 +8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 +13億円 計 対前年度 +86億円

①小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6要求
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。



②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 +200人

②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +30人

③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人

(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

④貧困等に起因する学力課題の解消 +70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う**特例定員(4,857人)**を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ①主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,627億円
1兆5,216億円 文部科学省



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,660人を改善。さらに、定年引上げに伴う特例定員の活用により、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

- ・教職員定数の改善 +123億円 (+5,660人) ・定年引上げに伴う特例定員 +93億円 (+4,331人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
- ・教職員の配置見直し ▲12億円 (▲550人) ※このほか、人事院勧告による給与増等がある。

① 小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○ 小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教師の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導担当教師の計画的な配置充実を図る。

なお、令和7年度までの2か年分の改善数を計上し、当初の予定から1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善総数は3,800人)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6	R7
改善数	950	950	1,900 (950×2か年分)	(950)



(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教師の活用も想定。

③ 様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 150人 + 4,331人

- ① 中学校における生徒指導や学びの多様化学校等への支援 +60人
- ② 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ③ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- ④ 貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,331人)の活用。

② 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○ 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正に基づき、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導の充実 +122人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲116人

※指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途予算に計上(11億円)【復興特別会計】

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

<2020年3月>

2020年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ1,920人の定数改善は大幅に見直され、1,411人の加配にとどまった。

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

<2024年3月>

2024年度政府予算が成立した。小学校高学年における教科担任制を1年前倒しで実施することになったものの、文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,910人の定数改善には届かなかった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編製の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられている。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で検討することが示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2024年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている。」としている。こうした財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあるという考え方は、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について（国による法改善の主な内容）

第1次計画（1959～1963） 学級編制基準を50人とする。	改善増34,000人
第2次計画（1964～1968） 学級編制基準を45人とする。	改善増61,683人
第3次計画（1969～1973） 4個学年による複式学級解消。	改善増28,532人
第4次計画（1974～1978） 3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化	改善増24,378人
第5次計画（1980～1991） 学級編制基準を40人とする。	改善増79,380人
第6次計画（1993～2000） 指導方法の改善のための定数措置	改善増30,400人
第7次計画（2001～2005） 教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置	改善増26,900人
第8次計画（2006～2010） 06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。 (2010) 少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。	改善増4,200人
新・定数改善計画（案）（2011～） 11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。 (2011) 小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置	改善増2,300人
(2012) 小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置 学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増3,800人
新たな定数改善計画（案）（2013） 13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。 (2013) いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増1,800人
(2014) 2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。 いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（2015）

2015年度からの10年間で31,800人の定数改善を示し、15概算要求に初年度2,760人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,500人

(2016)

2016年度からの9年間で28,100人の定数改善を示し、16概算要求に初年度3,040人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,525人

(2017)

2017年度からの10年間で29,760人の定数改善を示し、17概算要求に初年度3,060人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,868人

(2018)

2018年度からの9年間で22,755人の定数改善を示し、18概算要求に初年度3,415人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,465人

(2019)

2019年度からの8年間で18,910人の定数改善を示し、19概算要求に初年度2,615人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,240人

(2020)

20概算要求に1,920人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,437人

(2021)

21概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込まれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,810人

(2022)

22 概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置
小学校における35人学級の推進のための加配措置
東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23 概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校における35人学級の推進のための加配措置
小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置
教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2024)

24 概算要求に5, 910人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校高学年における教科担任制の強化のための加配措置
小学校における35人学級の推進のための加配措置
教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

<p>少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。</p>		
<2015年4月>	2015年度政府予算	義務教育費国庫負担金 38億円減
<2016年3月>	2016年度政府予算	義務教育費国庫負担金 13億円減
<2017年3月>	2017年度政府予算	義務教育費国庫負担金 22億円減
<2018年3月>	2018年度政府予算	義務教育費国庫負担金 20億円減
<2019年3月>	2019年度政府予算	義務教育費国庫負担金 27億円減
<p><2020年3月></p> <p>新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために21億円の増額措置となった。</p>		
<p><2021年3月></p> <p>少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。</p> <p>2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減</p>		
<p><2022年3月></p> <p>少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。</p> <p>2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円減</p>		
<p><2023年3月></p> <p>小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。</p> <p>2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増</p>		
<p><2024年3月></p> <p>小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。</p> <p>2024年度政府予算 義務教育費国庫負担金 86億円増</p>		

【国庫負担率3分の1による弊害】

国庫負担率が3分の1であることにより、残りの3分の2は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしなくてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2022年度、9の県・市で約24.2億円の義務教育費国庫負担金が返上された。（※教員未配置により、返上された県・市を含む）

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元にむけて、齋藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めていく。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2024年度愛教組定数重点要求

一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求めるとりくみをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。
また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。
 - ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
 - ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。
- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。
- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。
 - (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
 - (4) 発達障害児童生徒対応通級指導教員の配置を拡大すること。
 - (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
 - (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
 - (7) 特別支援学級編成基準を引き下げ、正規教員の配置を拡大すること。
 - (8) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
 - (9) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (10) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (11) 中学校におけるキャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
 - (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
 - (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
 - (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
 - (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
 - (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和6年度予算の編成等に関する建議

令和5年11月20日
財政制度等審議会

5. 文教・科学技術

我が国経済社会の持続的な発展のため、人的資本の高度化やイノベーションをもたらす文教・科学技術分野の重要性は論を俟たない。

他方で、教育・研究を取り巻く環境は大きく変化しており、その質を維持・向上していくためには、ダイバーシティを確保しながら地域や企業のニーズにあった効果的な取組を進めていくことが求められるようになってきている。さらに、例えば、少子化の進展や労働力人口の減少を踏まえれば、「働き方改革」の徹底、ICTの活用、学校施設の統合、民間への委託等¹²⁵により持続的・効率的な学校運営を図っていくこと、大学においては、定員規模の適正化を含め、積極的な組織・経営改革を行っていくことが求められる。また、科学技術分野においても、主要先進国と比較して遜色ない水準の予算が確保されている割には成果に結びついておらず、重要分野へのメリハリ付けや厳格な評価に基づく新陳代謝といった「質」の向上が必要である。

以上のような問題意識から各分野について提言を行う。

(1) 義務教育

義務教育段階において、「教師不足」が問題化している。近年、大量の教員が定年期を迎えており、それに伴い大量採用が行われている結果、(若手教員の)産・育休取得の増加と重なっていること等が要因である。一方、新卒の採用試験受験者数(公立小学校)は一定数を維持しており、新卒学生にとって教職の人気は必ずしも低下していない。また、今後は、定年延長の期間に退職者が減少することが想定されるため、「教師不足」の問題に一定の改善(及び採用倍率の上昇)が見込まれる。

このような状況であるとはいえ、質の高い教員の人材確保について有効な施策を検討すべきである。労働力人口の減少による人手不足や離職

¹²⁵ なお、「GIGAスクール構想」の1人1台端末については、骨太2023において、各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証するとされており、今後の更新に当たっては、こうした検証作業も不可欠である。

の増加は、日本の多くの業種における共通の課題・現象であることも踏まえると、民間出身者の活用等を行いつつ、教員の「数」に頼らない教育・効率的な学校運営としていく必要があるのではないか。〔資料Ⅱ－5－1参照〕

① 少子化の影響と教職員定数（公立小中学校）

少子化の影響により、平成元年度（1989年度）以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。具体的には、平成元年度（1989年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、児童生徒数40人当たりの教職員定数は2.0人だったものが、35人当たり2.6人（40人当たり3.0人）になっている。この結果、令和4年度（2022年度）における教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度（1989年度）と同じだったと想定した場合の定数より約20万人分多くなっている。

また、日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも少なくなっている（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。経年で比較しても、この傾向が進んでいる。〔資料Ⅱ－5－2参照〕

② 教員の人材確保

ア) 働き方改革・外部人材の活用

教職の魅力を高めるためにも、「働き方改革」による勤務環境の改善が不可欠である。しかし、令和4年度（2022年度）教員勤務実態調査（速報値）によれば、前回調査（平成28年度（2016年度））と比較して、「在校等時間」は減少したものの、これは新型コロナによる学校行事や部活動の減少という一時的な影響も大きいと考えられる。

これまで教員業務支援員等の外部人材の人数・予算を大幅に拡充してきたにもかかわらず、十分な効果が出ているとは言い難く、ボトルネックとなっている要素を除きつつ、現場のイニシアティブでより効果的な配置や業務の明確化等による積極的な活用を図る必要がある。